別添 7.

エコマーク商品類型 No.126「塗料 Version1.0」認定基準の一部改定について

包装材料に関する認定基準の解釈を明確にするため、標記認定基準における関連項目について、以下のとおり軽微な改定を行う。

1. 「4-1. 環境に関する共通認定基準 4-1.(10)」を次のとおり改定する。（═部分を削除し、太字下線部分を追加）

(10)容器は、リターナブル容器であること**、**または、リサイクル可能な設計として無鉛金属缶であること。ただし、**F.建築用塗料のうち建築用仕上げ塗材 JIS A 6909、建築用下地調整塗材 JIS A 6916 および H.粉体塗料**~~クラフト紙袋~~は本項目を適用しない。

2.改定日　2003 年 8 月 7 日

以上